

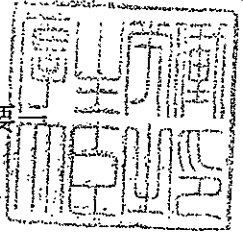
厚生労働省発職第0324001号

平成 21 年 3 月 24 日

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

厚生労働大臣 舩添 要



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（案）

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

（略）

七 キャリア形成促進助成金制度の改正

訓練等支援給付金について、次のとおり支給するものとする。

- イ 年間職業能力開発計画に基づき、労働協約又は就業規則の定めるところにより、職業訓練等、職業能力検定若しくはキャリア・コンサルティングを受ける者に対し、その者の申出により当該訓練等を受けるために必要な経費を負担する事業主に対し、支給額を当該訓練等に要した経費の四分の一（中小企業事業主にあつては三分の一）の額から三分の一（中小企業事業主にあつては二分の一）の額に改めること。

ロ 年間職業能力開発計画に基づき、労働協約又は就業規則の定めるところにより、職業訓練等、職業能力検定若しくはキャリア・コンサルティングを受ける者に対し、その者の申出により当該訓練等を受けるために必要な休暇を与える事業主に対し、支給額を当該訓練等の期間中に支払った賃金

の四分の一（中小企業事業主にあつては三分の一）の額から三分の一（中小企業事業主にあつては二分の一）の額に改めること。

ハ 年間職業能力開発計画に基づき、労働協約又は就業規則の定めるところにより、職業訓練等、職業能力検定若しくはキャリア・コンサルティングを受ける者に対し、その者の申出により当該訓練等を受けるために必要な時間を確保する措置を講ずる事業主又は長期職業能力開発休暇を与える事業主に対し、当該訓練等に要した経費等の三分の一（中小企業事業主にあつては二分の一）の額等を支給すること。

（略）

## 第二 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十一年四月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行前に改正前の各助成金の支給を受けることができることとなつた事業主に対する各助成金の支給については、なお従前の例によるものとする等必要な経過措置を定めるものとする。
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとする。